

平成30年度地域生産基盤強化支援事業 Q&A

I. 生産基盤強化の改善・指導(ソフト)

Q1.実施要領第2の1の「生産基盤強化の改善・指導」の会議は、幅広い構成員がいなければ認められませんか？

地域の酪農乳業関係者が緊密に連携しながら、酪農生産基盤強化を図る方策を検討する趣旨なので、生産者だけでは認められません。

なお、どうしても幅広い構成員を確保することが困難な場合でも、少なくとも乳業者を構成員として協議をお願いしています。

Q2.会議は、既存の他の会議と置き換えて開催しても良いですか？

乳業者を含む幅広い構成員で構成され、地域の生産基盤強化を図るための協議ができれば既存の会議との置き換えも可能です。

Q3.「課題解決の方針」がなければ事業に参加できませんか？

30年度は必須要件としていませんが、方針の設定を行うことが望ましいと考えております。

Q4.「課題解決の方針」は既存の方針があればそれを準用してもよいですか？

事業実施要領に規定されている内容が網羅されていれば準用できます。
「酪農乳業関係者等で構成する会議」において当該方針を協議・確認することでも可能です。

II. 提案型生産基盤強化対策

Q5.審査基準はどのような内容ですか？

乳牛の増頭や生乳の増産に寄与することが大前提で、地域の課題と取り組みの期待される効果なども含めて個別の提案を審査します。

ただし、以下の取り組みについては事業の対象にはしない方針です。

- ① 地域で増頭・増産が図られるとしても、その背景・理由が乳用牛の他地域からの移動など全国で見れば増頭・増産に繋がっていない事業(導入助成及びそれに類する助成、増加乳量に対する単価助成、など)
- ② 酪農家が通常の営農管理において行うべき内容の事業(搾乳機器の点検、ワクチン接種、家畜改良に関する取り組み、など)
- ③ 施設、設備等に関する事業
- ④ 本事業において措置している対策に類似する事業
- ⑤ 国・ALIC・都道府県等の行政関係が措置する事業への上乗せ助成、事業対象外経費

への助成及び同内容・同対象の取り組み

⑥ 上記に類似する取り組み及び事業の趣旨に合致しない取り組み

Q6. 審査は誰が行うのですか？

Jミルクにおいて、酪農乳業関係者で構成する事業審査会を開催し審査します。

Q7. 審査の結果採択されない場合の通知はありますか？

全ての審査が終了した段階で、採択の可否に関わらず、各事業実施主体に対して助成決定通知(採択されない場合はその通知)を発出します。

Q8. 申請して採択されない場合もありますか？

内容等を審査させて頂き、事業の趣旨等にそぐわない場合は採択されない場合もあります。

Q9. 30年度に採択された場合、31年度も採択されると考えてよいのですか？

本事業は、30・31年度において、原則として同じ仕組みで2年間継続の方針です。

ただし、提案型生産基盤強化対策については年度ごとに審査・採択の手続きを行いますので、30年度に採択された取り組みが31年度も必ず継続して採択されることを保証するものではありません。

Q10. 事業実施主体が負担する費用について、要件はありますか？またその確認はどのように行いますか？

事業実施主体が費用の負担を行っていることが証明できるものであることとしています。

申請の際、例えば当該負担について組織決定した会議の議事録の写しや実施要領等の添付をお願いします。

Q11. 既に地域において生産基盤振興策に取り組んでいる場合、その財源の一部に充当することは可能ですか？

事業の趣旨やQ.5の基準に合致すれば基本的には可能です。

ただし、既存財源を基金に置き換えて負担を軽減するのではなく、基金分を拡大するよう取り組むことが望ましいと考えています。

Q12. 事業申請・採択が予算総額を上回る場合、「事業実施主体ごとの酪農家戸数を基本に調整を行う」とありますが、具体的な調整方法はどのように行いますか？

事業実施主体の酪農家戸数を基本に、事業費、事業内容によって優先度を勘案して調整を行います。

Ⅲ. 乳用牛育成基盤強化対策

Q13. 助成金の用途は制限がありますか？また、育成を行った施設や育成農家に支払われるのですか？

Jミルクからは事業実施主体に助成することとしており、その用途を特定していません。
(例:育成基盤強化の場合、規模拡大による人件費に充てることにも使用できます。)

Q14. 助成金の2,800円(税抜)の内容を教えてください

Jミルクからの助成金の消費税の取り扱い、不課税となりますので、Jミルクから事業実施主体に支払う金額は、税抜き額月額 2,800 円/頭となり、最終受益者が消費税を支払う必要はありません。

Q15. 施設等の要件で「その施設等の外部から育成牛の預託を受けている」とは何ですか？

事業実施主体管内にあって、預託料を徴収するなど、有料で外部から育成牛の預託を受け入れている施設とします。

本対策の助成対象となる「外部」からの預託とは、事業実施主体の所有、指定管理、子会社及び出資公社以外の施設等において、その所有者や出資者、構成員等以外からの預託とします。

※例えば、酪農家の空きスペース活用した育成牛の増頭の場合であれば、当該酪農家の育成牛は対象外で、当該酪農家以外から預託料を徴収して預かった育成牛の増頭分を助成対象とします。

※酪農家などで行う会社組織等の場合であれば、そこに投資している酪農家以外から預託料を徴収して預かった牛の増頭分を助成対象とします。

Q16. 「外部から育成牛の預託を受けている」は、どのように確認しますか？

事業実施主体の所有、指定管理、子会社、出資公社にあっては、確認に係る証憑は不要とします。

それ以外の施設(個人経営の預託牧場、酪農家やその他畜産農家の施設(空きスペース)、会社・法人組織の預託施設、など)を申請する場合は、預託料金に係る資料や預託者との契約書の写し等の証憑をご提出頂きます。

※提出資料や証憑の詳細は「実施概要」も併せてご参照ください。

Q17. 預託の仕組みにおいて、一度施設側に売却(所有権が移転)し育成後に預託酪農家が買い戻すケースがありますが、その場合も助成対象になりますか？

基本的には、酪農家が買い戻す前提での一時的な所有権移転による預託ですので、助成対象になります。

但し、当初より酪農家が買い戻す前提・予定がない買い取りの育成牛は助成対象外としますので、計画及び実績報告において当該育成牛を除外した頭数で申請を行うようにして下さい。

Q18. 管内以外から育成牛の預託を受け入れている施設の場合、その育成牛は助成の算定対象となりますか？

事業実施要領第5の3の(2)に「助成対象となる乳用育成牛は、前項の施設において、前年度の在场頭数に比べて増加した頭数とする。」と規定しており、事業実施主体の管内酪農家

以外からの預託育成牛も含め、在场している預託育成牛すべてが算定の対象になります。

Q19. 同一施設を県連と単協など、複数の事業実施主体で申請することはできますか？

申請は一施設につき一事業実施主体とし、重複しての申請は認められません。

Q20. ある施設について、県連、農協のどの段階で申請したらよいのですか？

申請する事業実施主体は、地域の実態等を踏まえ関連する団体と調整のうえ、各地域において適宜ご決定ください。

なお、前項のとおり、重複しなければ、どの段階で申請しても構いません。

Q21. 助成対象として申請できない施設はありますか？

全国連が所有する施設は申請できないこととします。

また、実施要領第1の1の事業実施主体にあつては、自ら所有、指定管理、子会社、出資公社に該当する施設のみ申請可能とします。

Q22. 育成牛を市場等で調達し、育成して販売する農家は事業対象となりますか？

育成施設が、自ら育成牛を市場等で調達し育成して販売する場合については、①預託ではないこと、②自家育成牛を増加させるための基盤強化に繋がらないことから、助成の対象外とします。

Q23. 助成対象頭数について、「事業実施主体が定める基準となる日の頭数で算定」とあるが、いつでも任意に決定してよいのですか？

年間を通して同じ基準日(同じルールに基づく設定)であれば、事業実施主体又は施設の任意の日で算定して構いません。

事業実施計画及び助成申請書により申請する際に、算定基準日を記載するようにして下さい。

Q24. 本対策は単年度対策ですか？

本対策は、酪農生産基盤の強化に当たり乳用牛育成基盤がボトルネックとならないよう安定的に取り組み、設備新設・増強等の投資を促す必要があることから、原則として同様の仕組みで31年度まで継続することとします。

IV. 更新経産牛有効活用対策

Q25. 30年度以降、本対策は廃止となりますが、29年度に実施した要件の確認は継続するのでしょうか？

対策としては廃止しますが、29年度事業実施要領の要件を満たすまで、事業実施主体の責任において確認をお願い致します。

V. 乳用後継牛増頭対策

Q26. 購入した乳牛から出生した場合、その子牛も助成対象になりますか？

助成対象になります。

提案型生産基盤強化対策においては、導入助成に関連する事業を助成対象外としていますが、本対策については、仮に導入した乳用牛からの産子を期待するにしても、乳用種が種付けされた乳牛を導入する必要があるため、副次的に売り手側の乳用種種付けへの連鎖も期待できることから、購入した乳牛からの出生も助成対象とすることとしました。

Q27. 何故、乳用種の出生として、雄子牛も助成対象としているのですか？

乳用後継牛の増頭には、当然、乳用種産子を増加させる必要があります。そのためには乳用種の種付け率を改善することが不可欠です。現在、性判別精液は全国的に普及を見せていますが、一方で通常の乳用種精液の利用率はまだまだ高い水準にあります。

よって、通常の乳用種精液も含めて肉用種から乳用種への種付け率改善を図る目的から、雄子牛についても、乳用種の種付けに取り組んだ結果として評価するため、助成対象とします。

Q28. 死産、流産は対象となりますか？

本対策では、(独)家畜改良センターの個体識別情報に基づき助成対象頭数を算出することとしております。

よって、当該データベースに登録されている情報のみで対象頭数を判断することとしています。

Q29. 何故、3%以上の基準を設定しているのですか？

Jミルクの中期需給見通しでは、33年度までに、2～7歳の乳用雌牛が年平均1.3万頭減少すると予測しています。

これに対し、Jミルクの生産基盤強化事業全体で減少分をカバーしようとする目標を設定すると、以下のように想定され、合計すると1.3万頭となるので、基準を3%以上として設定しました。

①乳用後継牛増頭対策

直近12ヶ月の乳用雌牛の出生頭数は23.2万頭なので、1.5%の増加(乳用種3%増加しメスが半分と想定)で3.5千頭相当。

②供用年数延長促進対策

直近の4-5歳の乳用雌牛頭数は28.4万頭なので、3%の生存率改善で8.5千頭相当。

③乳用牛資源緊急確保事業

30年度に1千頭の実施を検討。

Q30. 何故、「乳用後継牛の生産に特に努力している酪農家」に関する措置を設定しているのですか？

既に乳用種の出生割合が高い酪農家は、乳用種の増頭余地が少ない一方、乳用種の生産により後継牛確保に大きく貢献していることから、それらを評価する為、助成対象酪農家とされるよう措置をとることとしました。

Q31. 単価の5万円以内の設定根拠はありますか？

乳用種の種付けへの動機付けとなるよう、また限られた予算の中で実施可能な助成水準として5万円以内の単価設定としました。

Q32. 何故、一戸当たり10頭の上限を設定したのですか？その設定根拠はありますか？

限られた予算の中で設定単価での助成を実現するよう試算すると、一定の上限を設定する必要があります。

Q33. 複数の飼養施設や農家コードを持つ場合はどうすればよいですか？

原則として、助成対象となる「酪農家」の単位は、所属農協と受託契約を締結している単位とします。

よって、複数のコードに分かれている場合は、同一酪農家として合算して計算するために、Jミルクが判別できるよう同意書の備考欄などに注意書きをお願いします。

記入方法などの詳細は、HPに掲載している「別紙様式記入用データ・記入例」をご覧ください。

Q34. 農家の経営統合や経営移譲等、状況の変化があった場合はどうすればよいですか？

事業実施要領においては、事業実施主体を通じて確認し必要な措置をとることとしており、具体的な状況をご報告頂くとともに、過年度情報を取得するための追加的な資料提出等をお願いすることがあります。こちらについても、記入方法などの詳細は、HPに掲載している「別紙様式記入用データ・記入例」をご覧ください。

Q35. 実施要領第5の4の(3)の対策算定期間及び基準期間が月単位で記載されていますが、より具体的にはいつからいつまでですか？

対策算定期間は平成30年2月1日から平成31年1月31日まで、基準期間は平成29年2月1日から平成30年1月31日までとします。

Q36. 実施要領第5の4の(2)の助成対象酪農家の算出は、「北海道及び都府県別に算出する基準期間乳用種出生率の上位5%」とありますが、これは都道府県ごとに上位5%を算出するということですか？

都道府県ごとに上位5%を算出するものではなく、北海道と都府県の2区分で算出する意味です。また、この算出は本事業に参加した酪農家を対象に行います。

よって、例えば北海道5,500戸、都府県8,000戸が事業に参加した場合、北海道では乳用種出生率が高い順に上位275戸、都府県では同様の上位400戸が、実施要領第5の4の(2)における「乳用後継牛の生産に特に努力している酪農家」として助成対象となります。

VI. 供用年数延長促進対策

Q37. 乳用後継牛増頭対策に集中して実施した方が効果があると思いますが、何故、経産牛を対象とした対策を措置したのですか？

乳牛資源を増加させる方法は、①外から入れる、②生んで増やす、③今いる牛を減らさない、の3つの手段があり、それぞれ①乳用牛資源緊急確保事業による輸入、②本事業の乳用後継牛増頭対策を充てています。

③については、既に多くの酪農家で取り組んでいるところものと認識しておりますが、一方でまだ取り組みが十分でない部分もあると考えられ、供用年数延長に対する意識を再確認していただき、即効性のある取り組みとして支援する対策を措置しました。

Q38. 何故、助成対象年齢を限定しているのか？

年齢別乳用雌牛の減少率及び減少頭数を見ると、4歳⇒5歳及び5歳⇒6歳において減少頭数が多い一方、この年齢の乳牛は概ね2～4産にあたり、この産次では個体乳量も高まってくることもあり、限られた予算の中で助成対象を集中させる年齢として設定しました。

Q39. 購入した経産牛、搾乳していない経産牛、乾乳や治療牛も対象になりますか？

対象になります。

Q40. 実施要領にある「Jミルクが定める基準日」とはいつですか？

事業実施スケジュール等を勘案し設定します。

なお、事業の実効性を担保する観点から、基準日は公表しない方針です。

Q41. 単価の3万円の設定根拠はありますか？

Q31のとおりです。

Q42. 何故、一戸当たり10頭の上限を設定したのですか？その設定根拠はありますか？

Q32のとおりです。

VII. その他

Q43. Jミルクとしての事業効果の測定はどのようなものを考えていますか？

各地域で設定する課題解決の方針に対する具体的な取り組みについて、期待される効果と実施結果の取り纏めを基本としています。

また、各対策については、育成施設や戸別酪農家の取組結果を評価して助成する仕組みとしており、具体的に事業によって対象となった施設等で増頭した頭数を把握することは可能です。この結果が、生乳増産に寄与するものであると考えております。

しかしながら、全国での乳用牛頭数の減少を食い止め増産に転じるためには、更なる後継牛確保対策など、継続した中長期的な取り組みが必要であると考えております。

Q44. 事業実施主体はいつまでにどこに申請すればよいですか？

30年度については、指定団体からJミルクへの申請期限を7月末に設定しますので、指定団体の会員団体等においては、それに間に合うよう、各地域において設定をお願いします。

Q45. 新規に措置された乳用後継牛増頭対策及び供用年数延長促進対策について、すべての酪農家が参加しなければならないのですか？

本事業に参加されるかどうかは、個々の酪農家(事業実施主体)の判断に委ねられるものであり、参加することは義務ではありません。

しかし、国内生乳生産基盤強化に一丸となって取り組むためにも、各生産者団体様におかれましては多くの酪農家の皆様が参加されるようご協力をお願いします。

Q46. 実施要領中の「管内」とは具体的にどこですか？

事業実施主体の管轄する範囲とします。(基本的に定款上の地区に該当する範囲)

Q47. 助成金の支払時期はいつになりますか？

助成金の支払いは、事業実績報告の取り纏めの後となるので、31年度5月を想定しています。

Q48. 概算払いの実施はありますか？また、その場合時期はいつ頃ですか？

概算払いは、事業実施計画の承認後、事業の進捗状況等を踏まえ、実施を検討します。

実施する場合は、全国統一的に実施することとし、時期についても適宜お知らせします。(仮に実施する場合、10月以降を想定)

Q49. 指定団体・県連・農協と助成金の精算払いを行う際、乳代精算時と合わせ実施してもよいか？

構いません。

ただし、その清算書等の通知に、Jミルクの助成金であることが分かるよう、例えば「Jミルク(〇〇事業)」と入った項目名を独立して記載するなど、酪農家の方が判別できるようご対応をお願いします。

Q50. 助成決定額について、メニュー間での助成金の流用は認められますか？

認められます。

ただし、助成決定通知の総額及び事業実施要領第6の7に定められている上限を超える流用は認められません。

※赤字⇒新規追加 ※Q●●⇒回答内容追加・修正

※設問項目は適宜追加して更新します。

※「地域生産基盤強化支援事業の実施概要」も併せてご参照下さい。

以上